

筑前海区漁業調整委員会指示第218号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡湾（博多湾）内におけるアサリの乱獲を防止し、資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために当該漁法によりアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和7年12月19日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡市東区志賀島夫婦石埼鼻と福岡市西区今津大原津舟崎を結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

2 指示の内容

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法でアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(参考図) 福岡湾におけるポンプを使用したアサリ採捕の禁止海域(委員会指示第218号)

